

租税の使途の国際比較

～日本人の納税意識とスウェーデン・デンマークの社会保障～

森川 佑介

はじめに

日本人の納税意識は低いように思えるが、他国と比較してどのような違いがあるのか。さらには、外国（高福祉国家と呼ばれるスウェーデンやデンマーク）では租税を集め、それをどのように国民に還元しているのか。スウェーデンやデンマークのように高負担ではない日本は少子高齢化が急激に進行しているが、この問題をどのように緩和していくべきなのか。税制においても社会保障制度においても抜本的な改革が急務であり、最重要課題なのではないだろうか。

第1節では税制の基本原則はどのような考え方であるのかと日本人の納税意識は他国と比較してどの水準にあるのかを見ていく。第2節ではスウェーデンは集めた租税をどう国民に還元しているのかを見ていく。第3節では2節と同様にデンマークにおける社会保障を見ていく。最後に第4節でスウェーデンやデンマークの政策を日本はどのように倣う必要があるのかという観点から話を進めていく。

今後の日本の進むべき道を日本と北欧諸国の違いを見ていきながら、今後の日本はどのような方向に進むべきなのかを考察していく。そして日本の政策として何が足りないかも言及していく。

1. 税制の基本原則と日本人の納税意識

1.1 租税の基本的な考え方

なぜ国民は納税をしなければならないのか。ここで納税の義務について深く掘り下げてみると、納税の義務には2つの根拠がある。その2つの根拠とは形式的な根拠と実質的な根拠である。形式的な根拠とは憲法に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定められているために、租税を払わなければならないというもの¹である。しかし、このように法律に定められているから払わなければならないというだけでは、国民にとって納得のいくものにはならないように考えられる。

次に実質的な根拠であるがこれには4つの説がある。①国等は公共の福利を増進するためのものであるから、当然一般の国民から税金を徴収できるという説、②国民は国等の活動によって利益を受けるから、その代償として税金を払わなければならないとする説、③国等は個人の命や財産を保護するのであるから、いわば国等という保険者に対して支払う保険料のようなものであるという説、④国等が個人生活に不可欠である以上、その経費を、国を構成している国民が負担す

¹ 渡辺（1999）,p.34.

るのは当然の義務であるとする説。さまざまな学説が唱えられているが現在は④の説が支持されている²。

どの説にも妥当な個所があり、一つの説にのみ根拠を求めるのは正しくはないが、これらの説を踏まえてなぜ租税を払わなければならないかという理由を要約すると『国民は納税の義務を負いその代わり安心して生活できるような社会を築いていくことで国民は便益を受けているから』ではないだろうか。

1.2 税制の基本原則

租税がどのように使われているかを述べる前に簡単に租税の基本原則について触れてみたい。「公平・中立・簡素」の三つが税制の基本原則である。「公平・中立・簡素」の意義や重点の置き方は、経済社会の構造変化に伴って変わってくることもあるが、この三つの原則が税制を考える上での基本であることは21世紀においても変わらない³。

「公平」の原則は、租税の基本原則の中でも最も大切なものであり、様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力(担税力)に応じて分かち合うという意味である⁴。「中立」の原則は、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにするという意味である⁵。「簡素」の原則は、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするという意味である⁶。

税金の原則で常に中心におかれてきたのが「公平性」である。公平というのはどのようなことを指しているのかには基準となる二つの考え方がある。

その一つは「応益原則」と呼ばれているものである。この考え方に立つと、各人が受ける政府からのサービスという便益に対応して税金を負担するのが公平であるとされる。

もう一つの考え方は「応能原則」であり、納税者の支払能力に応じて税金を負担することが公平であるとするものである。この考え方の根底には、税金と政府の支出とは一応別個に決められるものであって、税金は国民にとっての“犠牲”を意味している。したがって、政府支出に対する負担は、できるだけ能力に応じて行われることが公平・公正であるとみるわけである。ただ、この場合問題になるのは、支払能力というものを何によって測定すべきかということである。通常、それは「所得」とされているが、所得のすべてを正確にとらえることは難しく、「支出」ないし「消費」をベースとする場合もありうる。あるいは「財産」も無関係ではない。こうした課税ベースはきわめて複雑な形をとっていて、共通の尺度を決めることは非常に困難である。しかし、既存の税制では、これらのベースを組み合わせること(タックス・ミックス)で、負担能力に応じた「応能原則」に立つものであるといえる。

² 渡辺 (1999) ,p.34.

³ 加藤 (2000) ,p.15.

⁴ 加藤 (2000) ,p.15.

⁵ 加藤 (2000) ,p.18.

⁶ 加藤 (2000) ,p.18.

こうした原則に立った課税のベースが決められたのち、公平とされる状態については、「水平的公平」と「垂直的公平」という二つがある。「水平的公平」とは、同じ状態にある人が同じ負担を、ということであり、もっぱら、課税のベースとなる所得や財産の把握が正確であることが基本となる。いかなる経済状況においても変わることのない最も基本的な要請である。経済が国際化・複雑化している中であっても、税の制度面・執行面を通じてこの要請に常に応えていかなければならず、理論的に優れた制度であってもその執行が困難であればかえって不公平であることから、税制の検討に当たり、円滑な執行が確保ができるのかという観点も重要である⁷。「垂直的公平」とは、異なった状態にある人の中での差別的な扱いによって富の再分配をはかろうとするものである。たんなる量的な公平というより、社会的公正の観点が強いものといえる。現在より所得等の格差が大きかった時代には、垂直的公平を個人所得課税などの強い累進性により確保することが適当であるとの考え方が支配的であったが、国民全体の所得水準の上昇と平準化を背景に、累進性を緩和させる方向で税制の見直しが行われてきた。今後は、所得等の格差がどのように変化していくか、それに対する国民の受け止め方はどうかについて、注視していく必要があるといえる⁸。

日本の税制は水平的公平と共に、垂直的公平を実現することを目的としているといわれており、所得税の累進税率は、主として垂直的公平に立ったものである。税率の形は、累進性、比例性、逆進性の三つに分けられ、累進性は所得が大きいほど負担率も増加し、比例性は所得に対して一定の負担率（税額は増える）となり、逆進性は所得の増加と逆に負担率が減少（税額は増える）する⁹。

1.3 税制の基本原則の基になっている原則

租税の基本原則は以上に挙げた3つであるが、基になっているのが租税原則である。これはどのような租税をどのような理念に基づき課すべきかといった税制の準拠すべき一般的基準を追及して説かれたもの¹⁰である。この租税原則にはアダム・スミスの4原則、ワグナーの4大原則・9原則、マスグレイブの7条件がある。

アダム・スミスの4原則とは①公平の原則、②明確の原則、③便宜の原則、④最小徴税費の原則であり、ワグナーの4大原則・9原則とは①財政政策上の原則 1 課税の十分制、2 課税の弾力性、②国民経済上の原則 3 正しい税源の選択、4 正しい税種の選択、③公正の原則 5 課税の普遍性、6 課税の公平性、④租税行政上の原則 7 課税の明確性、8 課税の便宜性、9 最小徴税費への努力であり、マスグレイブの7条件とは①十分性、②公平、③負担者、④中立（効率性）、⑤経済の安定と成長、⑥明確性、⑦費用最小である。これらの租税原則は、各時代の経済社会情勢などを反映してそれぞれの力点の置き方が異なるが税負担の公平性、経済への中立性、

⁷ 加藤（2000）,p.16.

⁸ 加藤（2000）,p.16.

⁹ 和田（1990）,pp.13-14.

¹⁰ 加藤（2000）,p.21.

制度の簡素さといった基本的な諸要請においては相通じている¹¹。表1にはアダム・スミスの4原則、ワグナーの4大原則・9原則、マスグレイブの7条件を要約したものを載せている。

1.4 租税の表面上の使途

次に租税がどのように使われているのかであるが、主に公的サービスや社会資本という形で国民が便益を享受している。生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するために、外交・防衛・警察・消防・司法といった公的サービスはなくてはならないものであって、これらはおよそ国というものが形成されるようになって以来その基本的な役割とされてきた。さらに水道・道路といった社会資本は便利で快適な生活を送ったり、産業を発展させ経済的に豊かな社会を築いたりしていくために、自然環境を守ったり災害を防いだりするために重要な役割を果たすものである¹²。

以上のように述べると聞こえはいいが、実際は完璧に国民が便益を享受できているわけではないと思われる。例えば、誰も使わないであろう建築物や作る必要のないダム・道路の建設や有権者の投票率低下に伴って増える選挙宣伝費などキリがないほどたくさん無駄に租税が使われているモノがある。政府にとって必要なのかもしれないが、国民にしてみれば無駄というしかないだろう。そういうことに使うよりもまず、日本は赤字大国になりつつあるのだから赤字国債の返済に充てるとか、生活困窮者の生活費に充てるとか使いどころは色々あるのではないかと考えられる。むしろこれらの方が本当に必要なことではないかと思われる。

逆進性がある税の一つとして消費税が挙げられるが、消費税を上げてしまうと低所得者に不利に働いてしまう。近い将来増税をせざるを得ない状況になると思われるが、国民が真に必要なとしている特に低所得者に対する生活保護や社会保障などのようなモノに使ってくれるかどうかは疑問である。ヨーロッパでは付加価値税の税率は高いが、生活必需品の非課税やゼロ税率など、日本とは異なり、逆進性緩和策がしっかりしている。日本においてもこのような逆進性緩和策がとられるべきだと思われる。

1.5 日本人の税に対する認識

以上のように日本の租税の使途について前節で挙げたが、税の認識において日本と諸外国とではどのように差異があるのかを2つの視点から見ていきたい。まず、国連の統計によれば、いま「この国に生まれて良かった」という比率が一番高いのはスウェーデンで、75%にも及ぶ。逆にその比率が低いのは、下から日本、ロシア、韓国の3カ国である。スウェーデンというのは租税負担率が高く、日本、ロシア、韓国は低い¹³。「この国に生まれて良かった」という比率と租税負担率とが、明確に正の相関を示している。「この国に生まれて良かった」人が多いから税を喜んで払っているのか、税が高い国はそれだけ国家のサービスが良いので「この国に生まれて良か

¹¹ 加藤 (2000) ,p.21.

¹² 加藤 (2000) ,p.5.

¹³ 神野 (2003) ,p.8.

表1 租税原則

項目		内容
アダムスミスの4原則	①公平の原則	税負担は各人の能力に比例すべきこと。言い換えれば、国家の保護の下に享受する利益に比例すべきこと。
	②明確の原則	租税は、恣意的であってはならないこと。支払時期・方法・金額が明白で、平易なものであること。
	③便宜の原則	租税は、納税者が支払うのに最も便宜なる時期と方法によって徴収されるべきこと。
	④最小徴税費の原則	国庫に帰する純収入額と人民の給付する額との差をなるべく少なくすること。
ワグナーの4大原則・9原則	①財政政策上の原則	1 課税の十分制…財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること。 2 課税の弾力性…財政需要の変化に応じて租税収入を弾力的に操作できること。
	②国民経済上の原則	3 正しい税源の選択…国民経済の発展を阻害しないよう正しく税源の選択をすべきこと。 4 正しい税種の選択…租税の種類を選択に際しては、納税者への影響や転嫁を見極め、国民経済の発展を阻害しないで、租税負担が公平に配分されるよう努力すべきこと。
	③公正の原則	5 課税の普遍性…負担は普遍的に配分されるべきこと。特権階級の免税は廃止すべきこと。 6 課税の公平性…負担は公平に配分されるべきこと。すなわち、各人の負担能力に応じて課税されるべきこと。負担能力は所得増加の割合以上に高まるため累進課税をすべきこと。なお、所得の種類等に応じ担税力の相違などからむしろ異なった取り扱いをすべきであること。
	④租税行政上の原則	7 課税の明確性…課税は明確であること。恣意的課税であってはならないこと。 8 課税の便宜性…納税手続きは便利であるべきこと。 9 最小徴税費への努力…徴税費が最小となるよう努力すべきこと。
マズグレイプの7条件	①十分性	歳入（税金）は十分であるべきこと。
	②公平	租税負担の配分は公平であるべきこと。
	③負担者	租税は、課税対象が問題であるだけでなく、最終負担者（転嫁先）も問題である。
	④中立（効率性）	租税は、効率的な市場における経済上の決定に対する干渉を最小にするよう選択されるべきこと。そのような干渉は「超過負担」を課することになるが、超過負担は最小限にとどめなければならない。
	⑤経済の安定と成長	租税構造は経済安定と成長のための財政政策を容易に実行できるものであるべきこと。
	⑥明確性	租税制度は公正かつ恣意的でない執行を可能にし、かつ納税者にとって理解しやすいものであるべきこと。
	⑦費用最小	税務当局及び納税者の双方にとっての費用を他の目的と両立し得る限り、できるだけ小さくすべきこと。

(出所) 諏訪園 (2011) ,p.15.

った」とみんなが思っているのか、どちらが原因でどちらが結果かはわからないが完全に相関を示しているのは確かである¹⁴。

次に各国の「ジニ係数 (分配の不平等性を示す指標)」(表2) から見ていくとわかるとおり、財政が介入して現金給付を与える一再分配する一前の状態では、一番平等なのは日本である。ところが、財政によって税金をかけて現金給付で国民に戻すという過程を経ると、一番平等なのがスウェーデン、二番目がフランスで、日本は真ん中くらいになってしまう。一番不平等なのはアメリカである。そして、財政の効果を示す「変化率」をみると、一番小さい—アメリカよりも小さい—のが日本であることがわかる。つまり日本は再分配が効果をもたらしていないということが出来る。ところがいまだに「日本は財政の再分配によって、高い税金をとられて分配されてしまう悪平等の『社会主義』国家だ」などという言説がまかり通っている。そこに何か財政への迷信があるわけであるが、実際には、財政がきちんと機能していないと断言している実態が、表によく表れている。つまり、自分のお金が税として取り上げられて他の人に回されているということが、一般には実態以上に強く感じられているといえる¹⁵。

表2 ジニ係数 (1995年)

	財政介入前	財政介入後	変化率 (%)
アメリカ	45.5	34.4	▲24.5
ドイツ	43.6	28.2	▲35.3
日本	34.0	26.5	▲22.0
フランス	39.2	23.1	▲41.0
スウェーデン	48.7	23.0	▲52.9

* 指数化して表示。▲はマイナス

(出所) 神野 (2003) ,p.8.

2. スウェーデンにおける租税の使途

日本と高福祉国家であるスウェーデンやデンマークではその取り組みにどのような差異があるのか、本節ではスウェーデンの「医療」、「出産・育児」、「高齢者福祉」、「年金」について見ていき、次節では同じくデンマークについても見ていき日本との決定的な違いを明らかにしていきたい。

¹⁴ 神野 (2003) ,p.8.

¹⁵ 神野 (2003) ,p.8.

2.1 スウェーデンの医療サービス

まず、スウェーデンの「医療制度」について述べる前にスウェーデンの医療供給システムについて簡単に触れておく。スウェーデンの医療供給システムは公的主体の直接供給を基本とし、その目標として次の4点が挙げられる。①すべての住民が居住地区、経済状態にかかわらず等しく保健医療サービスを受けられるようにすること（公正・公平の原則）、②すべての住民が症状の重大さに応じて適切なレベルの医療サービスを受けられるようにすること（症状対応の原則）、③高度医療を担当する大病院における専門医たちの間の分業、責任分担の徹底（分業の原則）、④医学の絶えざる発達に応じて日々改善進歩する医療技術の高度化のもとで、医療費の増加をできる限り抑制すること（コスト効率化の原則）である¹⁶。スウェーデンでは日本と違い保険方式ではなく（日本においては医療サービスにかかる費用の大部分が健康保険によって賄われている）、ランスタング（県）からの直接負担によって賄われている。医療サービスの提供を管理・運営しているのもランスタングであるため、財源主体と運営主体が一致している。そのため、医療行為や投薬を行った分だけ経費としてかかるので日本のような過剰診療を防ぐことができ、住民が必要とする医療サービスを効率よく提供できる。診察料や薬剤費の自己負担は低い（18歳以下の子供の医療サービスは無料）¹⁷。その他の特徴として「ケア保証」という制度があり、これは以下の特徴を持つもので、①その日のうちに医療機関とコンタクトが取れること、②7以内の一般医による診療、③90日以内の専門医による診療、④90日以内の治療・手術の実施、4つである¹⁸。

2.2 スウェーデンにおける出産と育児

次にスウェーデンにおける「出産・育児」施策についてであるが、その柱として4本の施策があげられる。その4本柱とは両親保険制度、児童手当制度、保育サービス、住宅手当である。それぞれの制度を簡単ではあるが説明していく。

両親保険制度には2つの手当があり、妊婦手当と両親手当である。妊婦手当とは、妊娠の最終段階において、通常の勤務を継続できない妊婦に対して支給される休業補償給付であり、妊婦の最後の2ヶ月間のうち最大50日（出産予定日の60日前から11日前までの期間内において¹⁹）まで、賃金の80%相当額が支給されるものである。両親手当とは両親のいずれかが児童1人につき450日までの育児休暇をとった場合、最初の360日までは失った稼得所得の80%（最低給付水準60クローナ）、残りの90日については、1日につき60クローナの両親手当が支給される。この手当では出産予定日の60日前から子供が8歳に達するまでの間に育児休暇をとった際に支

¹⁶ 藤井（2002）,pp.168-169.

¹⁷ 湯元・佐藤（2010）,pp.188-189.

¹⁸ 2010年よりすべての県が実施するように法制化された。湯元・佐藤（2010）,p.191.

¹⁹ 井上（2003）,p.244.

給できる²⁰。父親と母親がともに30日以上の子育休暇を取ることが事実上義務づけられている(育児休暇を取らなければ当該30日分の受給権を失う)²¹。

2つ目の児童手当制度であるが、スウェーデンでは子供を持つ家庭の経済的負担を軽減するために、所得制限なく、国内に居住する16歳未満の子供を持つ親は子供1人当たり月額1050クローナ(約1万2600円)の児童手当を受けることができる。この制度が目的としているのは、家庭の経済状況が子育てに与える影響を小さくし、どの子供にも一定の経済水準を保障することであり、さらに少子化対策という側面も持っているため、複数の子供を持つ親に対しては子供の数が多いほど給付額が増える多子加算ボーナスがある。ボーナスの総額は子供2人の場合は150クローナ(約1800円)、子供3人は604クローナ(約7250円)、子供4人は1614クローナ(約1万9370円)、子供5人は2864クローナ(約3万4370円)である²²。

3つ目の保育サービスについてであるが、スウェーデンにおける一般的なものは「就学前保育」である。主に1歳～5歳児を対象とし、①就学前保育施設や②学童保育がある。就学前保育施設では、両親が就労または就学している場合や児童自身にサービスを利用する必要性がある場合等に利用することができる。1年を通して利用可能で、開所時間は両親の勤務時間に応じて様々である。両親はごくわずかであるが一定の保育料を支払う。一般に児童は15人から20人程度のグループに分けられ、原則として1グループにつき3人の職員(就学前保育施設教諭、保育士)が配置される。1施設当たりのグループ数は3グループ程度である。学童保育は主に6～12歳児を対象とし学童保育センターというところで、両親が就労または就学している学童を学校の始業前・放課後や休暇中において教育活動および保育を実施する。1年を通して利用可能で、開所時間は両親の勤務時間に応じて様々である。利用する児童は登録される必要があり、両親は一定の保育料を支払う²³。

最後の柱となる住宅手当であるが、すべての国民が衛生的で快適な良質の住宅に住むという環境の実現を国の持つべき機能の1つとしてこの制度が確立されている。住宅手当の採択および補助金額の決定に際しては子供の数が重要な要件となっていて、子供が増えれば家賃補助を増額し、すべての家族において子供をのびのびとした住宅環境の下で育てることができるように政策的配慮なされている²⁴。支給額算定の一例を表3あげる。住宅手当においては子供だけではなく高齢者や低所得家族のような層に対しても順次支給されている。

2.3 スウェーデンの高齢者福祉

高齢化が先進国の中でも早い時期から進行したスウェーデンの高齢者福祉は国民の誰もが自分の住み慣れた家でできるだけ長く住み続けられるようにすることを目標としている。在宅の高

²⁰ 藤井(2002), pp.207-208.

²¹ 井上(2003), p.245.

²² 湯元・佐藤(2010), pp.100-101.

²³ 井上(2003), p.256.

²⁴ 藤井(2002), pp.215-216.

表 3 住宅手当支給額の一例 (2001 年)

・ 子供が 3 人で家賃が 6600 クローネ (79200 円) の場合		単位 : クローネ
子供 3 人以上の場合の基本額	1200	
子供 3 人以上で家賃 3600 クローネまでの支給率	2700 (3600×75%)	
子供 3 人以上で家賃 3600 クローネを超える部分の支給率	1500 ((6600-3600) ×50%)	
月額最高額 (所得が高くなると減額あるいは不支給となる)	5400 (約 64800 円)	

(出所) 藤井 (2002) ,p.215.

高齢者を支援するために公的な在宅サービスが大きな役割を果たしている。市 (コミューン) が中心となって次のようなサービスを実施している²⁵。①ホームヘルプサービスはホームヘルパーが在宅の高齢者に対し、掃除・炊事・買物・洗濯等の家事援助、就寝介助・排泄介助・入浴介助等の身体介護といったサービスを提供することによって自立生活を支援するものである。

②訪問介護は介護が必要な人が自宅に住み続けられるように看護師、准看護師が定期的に在宅の高齢者を訪問し、看護サービスを提供するものである。エーデル改革前は県が実施していたが、改革後は県と市が合意した場合に市に移管することができる²⁶。

③ナイトパトロールは夜間・深夜の介護ニーズに対応するためほとんどの市において組織されていて、主に夕方から朝にかけてヘルパー、看護師が要介護者を回ったり、呼び出しに対応する制度である²⁷。要介護者 (緊急アラームシステムの利用の必要性を認められた高齢者) は腕時計型やペンダント型の緊急アラームを身に付け、緊急時にアラームのボタンを押すことで緊急の要請を伝え、ヘルパー等の支援を求めることができる。この緊急アラームシステムによって在宅の高齢者が 24 時間いつでも必要なサービスを受けることができる体制が整備されている²⁸

また他にも高齢者を対象としたサービスが存在するが、スウェーデンには「特別な住居 (高齢者および障害者のための特別な住居形態)」と呼ばれるものがある。その一例としてナーシングホームを挙げると、重度の介護を必要とする高齢者に対し、医師以外の看護師、准看護師、看護・介護助手等の職員が 24 時間体制で介護サービスを提供するものである。最大の特徴として病院のような雰囲気ではなく、自宅のような雰囲気での個室が完備されている点²⁹、住居であるので最後まで住むことができる点がある³⁰。

以上簡単ではあるがスウェーデンの高齢者福祉の特徴について見てきたが、次にサービスを利

²⁵ 1992 年 1 月から施行された「エーデル改革」で高齢者に対する介護サービスとプライマリケア (初期医療) を統合したうえで各市がそれを一元的に管理するようになった。

湯元・佐藤 (2010) ,pp.194-195.

²⁶ 井上 (2003) ,p.134.

²⁷ 井上 (2003) ,p.139.

²⁸ 井上 (2003) ,p.134.

²⁹ 井上 (2003) ,p.139.

³⁰ 奥村 (2005) ,p.46.

用するときの負担額について見ていきたい。負担額は各コミュニティによってばらつきがあり、介護の必要度やその人の収入に応じて決められる。ヨーテボリ市を例にとると、在宅介護サービスが1時間当たり85クローナ(約1020円)、安全アラームの利用料が同じく85クローナ、介護のついた特別住宅での介護が月1696クローナ(約2万円)となっている。さらに住居費や介護サービスの利用料を払ったあとに手元に残る金額が、単身者であれば少なくとも4787クローナ(約5万7000円)、夫婦・同棲者であれば1人当たり少なくとも4045クローナ(約4万9000円)を下回らないように自己負担額を決めることが義務付けられている³¹のでスウェーデンの高齢者にとってはやさしい制度となっているといえる。

2.4 スウェーデンの年金制度

最後にスウェーデンにおける「年金」制度についてであるが、スウェーデンでは4階建ての年金制度となっていて一番下から①最低保障年金、②所得比例年金・積立年金、③協約年金、④個人年金となっている。

まず、低所得層を下支えするための一階部分の最低保障年金であるが、これは一定の最低保障額が設けられ本人の給付保険料を基礎として計算される給付額(所得比例年金)が最低保障額を下回るような低所得者について、その差額分に相当する額を最低保障年金として全額国庫負担で支給されるものである³²。最低保障水準は、単身者であれば7526クローナ(約9万円)、夫婦・同棲であれば1人当たり6713クローナ(約8万1000円)に設定されている。さらに、給付を受けられるのは65歳になってからで、16歳以降64歳までの間に40年間スウェーデンに居住していた人に満額支給される³³。

次に2階部分についてであるが、これは現役時代の給与所得の合計に比例して給付額が決まる所得比例年金(inkomstpension)と所得に比例するだけでなく自分で選んだ運用方法の実績に応じて給付額が決まる積立年金(premiepension)の2つの部分からなる。所得比例年金と積立年金は、給与所得に応じて国が徴収する年金保険料が財源となっていて、保険料率は給与の18.5%に相当する額で、このうち16%は所得比例年金の基金に回され賦課方式で国が運営する。一方残りの2.5%は個人ごとに積み立てられ自ら運用を行う積立年金となるのである。所得比例年金は61歳以降であれば受給開始年齢を自分で選ぶことができ、65歳以前に受給を開始すれば毎月の受給額が減額され、先延ばしにすればするほど受給額が増える仕組みになっている(増額措置は70歳まで)³⁴。さらに、賦課方式による部分と積立方式による部分の受給開始については同時に行うことも別々に行うこともできる³⁵。

最後に3階部分と4階部分の協約年金と個人年金であるが、これらは1階部分と2階部分のよ

³¹ 湯元・佐藤(2010), p.195.

³² 藤井(2002), p.245.

³³ 湯元・佐藤(2010), pp.180-181.

³⁴ 湯元・佐藤(2010), p.177.

³⁵ 井上(2003), p.299.

うな公的年金とは別で、補完的な要素が強い。協約年金は雇い主が年金保険料を支払い、民間もしくは労使が共同で設立した管理企業が運用する。公的年金の保険料が 18.5%に相当する額であるのに対し、協約年金の保険料は給与の 4.5%である。個人年金は任意に個人年金サービスを提供している保険会社・金融機関と契約を結び積み立てを行って将来に備えるものである³⁶。

スウェーデンでは、本節で見てきたように手厚い保障であることが分かる。間違っではないが手厚い保障であって、手厚い扶助ではないということである。

3. デンマークにおける租税の使途

次に、高福祉の代表でもあるデンマークにおいて高い税率で集められた税金が何に使われているかをどんな社会制度の下で運用されているかを「医療」、「出産・育児」、「教育・就職」、「年金」、「高齢者福祉」、「生活支援」のそれぞれの制度について見ていくことにする。

3.1 デンマークの医療制度

デンマークにおける医療制度の特徴は医療費が無料であること、たとえ億単位の治療費がかかっても請求されることはないことである³⁷。デンマークにある病院のほとんどは、5つに分けられた地方行政区が所有する公立病院で、ここではどの診療科を受診しても医療費の本人負担がない。そもそも病院にはお金を払う会計窓口がない。医療費は国と地方自治体の予算として計上され、各病院へ配分され、各病院の管理者たちは配分された予算内で病院を運営する努力をしていく。もし予算が足りなくて、病院運営に支障をきたすような場合は、地方行政区と国の間で予算増額の交渉が行われる。病院運営は患者の自己負担分を当てにしていなくて、患者は病気になってもお金の心配をしないで病院にかかれるというわけである³⁸。

他にもデンマークには「家庭医」と呼ばれる主治医を国民ひとり一人に割り当てる制度があり、地域医療の最前線で住民の健康状態を管理している。この制度から、デンマークがとっている福祉政策の基本的な姿勢を見て取ることができる。住民は病気になったり具合が悪くなったりした場合、いきなり自分の判断で大きな病院に行くことはできず、まず家庭医に診てもらい、高度な医療が必要と判断された場合は家庭医を通して病院での診療手続きを受けられる。日本でいう「街のお医者さん」が病院への紹介状を書く様子に似ているが、最も違うのは国の制度として家庭医があることで、家庭医一人でだいたい 1500 人ほどの地域住民を受け持つことになっていて、大学の医学部を卒業した者でも空きがなければ家庭医になれず、開業の調整は地方行政(市町村)が行っていて誰もが家庭医になれるわけではないのである。

このように、家庭医は地域医療の第一線に立って住民の健康状態を管理する存在である。薬代は若干かかるが、治療代が無料であることから健康状態のチェックに利用する人も多く、これに

³⁶ 湯元・佐藤 (2010) ,p.185.

³⁷ スズキ (2010) ,p.7.

³⁸ スズキ (2010) ,p.34.

よって病気の発見が早まり、重症化する前に処置を施せる可能性も高まり、住民にとっては使い勝手のいい存在といえる³⁹。医療費無料という制度の下、体にちょっとした異変を感じただけでも大病院に駆け込む人が多くなる可能性があり、そうすると病院は常に混雑し本当の意味で病院を必要とする患者にそのサービスが行き渡らなくなる可能性を孕んでいるが、医療制度全体を見渡したときに家庭医の存在はこういった理由からも理にかなっているのではないかと思われる。

3.2 デンマークにおける出産と育児

次に出産・育児制度についてみていきたい。出産・育児支援は「ゆりかごから墓場まで」のいわば入口に位置する制度である。デンマークでは、医療制度と同じく病院での出産費用は無料。すべて国庫負担となり本人負担はなく、妊婦となってからの検診もすべて無料で受けることができ、検診は出産までに計8回行われ、その中には12週目と20週目に実施する胎児のスクリーナー検査も含まれている。

働く女性が妊娠した場合、デンマークでは出産前後に長期間の有給休暇が与えられる制度があり、民間企業で29週間、公務員で34週間、父親に関しては民間も公務員も2週間の有給休暇が与えられる。日本の場合は有給休暇という観点ではなく、より長い期間の休暇として産休(産前6週間、産後8週間等)と育児休業(民間企業の場合で基本1歳になるまでの1年間等)が認められ、給与面では減額されるのが一般的である⁴⁰。日本に比べてデンマークの休暇が短いのは、なるべく早い段階での職場復帰を促す意味があるのではないかと考えられる。

生後についても母親を支援する制度をいくつも用意している。その中でも最も力がそそがれているのは保育サービスである。デンマークでは産休後の育児体制を確保する責務は市町村行政にあり、市町村行政は保育園等に加えて「保育ママ⁴¹」や「ベビーシッター⁴²」(どちらの制度も時間設定が自由にでき料金の75%は助成金が出る)という個人による託児制度も取り入れながら受け入れ態勢を整備し、同時に保護者の負担を軽減させるための経済支援も行っている。ただし、育児サービスの料金は有料である。保育園の場合は料金は各市町村によって多少異なるが、0歳から2歳までの子供を預けた場合、1年間(2621時間で計算)の保護者負担額は2万9000クローネ(約43万5000円/月額約3万6000円)。3歳から5歳までだと同じく1年間で約1万7000クローネ(約25万5000円/月額約2万1000円)である。保護者の年収によって減額措置があり、だいたい300万円未満で無料、800万円を超すあたりで全額負担となるのが一般的である⁴³。経済的に困窮した世帯でも保育料が払えるように、表4のとおり国庫から「児童手当」が支給されていて、保護者の年収にもよるが「児童手当」によって保護者の負担は実質ゼロとなっている。さらに所得の少ない保護者に対しては保育料が大幅に減額される⁴⁴。

³⁹ スズキ (2010) ,p.22.

⁴⁰ スズキ (2010) ,p.38.

⁴¹ その保育ママの自宅で子供たちを預かる制度。スズキ (2010) ,p.38.

⁴² 保護者の家に向いて子供の面倒を見る制度。スズキ (2010) ,p.38.

⁴³ スズキ (2010) ,p.38.

⁴⁴ スズキ (2010) ,p.68.

表 4 児童手当の支給額 (2010 年)

0 歳～2 歳	年間約 1 万 7000 クローネ (約 25 万 5000 円/月額約 2 万 1000 円)
3 歳～6 歳	年間約 1 万 3500 クローネ (約 20 万 2500 円/月額約 1 万 7000 円)
7 歳～17 歳	年間約 1 万 500 クローネ (約 15 万 7500 円/月額約 1 万 3000 円)

(出所) スズキ (2010) p.43.

3.3 デンマークにおける教育と就職

教育や就職の面から見ていくとデンマークでは、義務教育 (日本の小中学校) はもちろん高校から大学まで授業料はかからず、高校以降の学校に進むのに入学試験もない。デンマークの義務教育は 10 年制で、子供たちは 6 歳になると幼稚園クラスに 1 年間入り、その後 1 年生から 9 年生 (任意で 10 年生クラスにも入れる) まで学校に通うことになっている (表 5 参照)。授業は日本と同じく基礎学力の修得に力を注いでいる。ほかにも社会制度や職業制度への理解を深めたり、国際社会に適応できる語学力を身につけたり、討論会などを通じて個人の能力伸長により多くの時間を割いている⁴⁵。

その他に日本と決定的に違うのは将来を見据えた上で高校や大学を決定し、「資格」を得ることである。デンマークでは「資格」というものが大きな意味を持ち、すべての職業に資格があり就きたい職業の資格を取らなければ就職ができないようになっている。資格を得るためには学校で仕事の内容を習い、試験に合格する必要がある⁴⁶。このことから仕事というのは学校で覚えるものというデンマークでの基本的な考え方があり、日本のように職場に入ってから覚えるのではないという根本的な違いが見て取れる。

3.4 デンマークの年金制度と高齢者福祉

デンマークにおける年金制度がどのような仕組みかを見ていくと、デンマークの年金は 65 歳から支給が始まる「国民年金」を軸に、それに上乘せる「労働市場付加年金」、そして退職してから国民年金の支給が始まる 65 歳までのつなぎ給付となる「早期退職年金」が主なものとなる。以下では「国民年金」、「労働市場付加年金」、「早期退職年金」について見ていくことにする。

最初に「国民年金」であるが、これは 65 歳になると支給対象者となり次の 4 つの条件を満たすと誰でも支給される。その条件とは①デンマーク国籍であること、②デンマーク定住者である

⁴⁵ 幼稚園クラス (1 年制=0 学年) から始まり、初等教育 (6 年制=1~6 学年)、中等教育 (3 年制=7~9 学年) の 10 年間行われる。 スズキ (2010) ,p.94.

⁴⁶ 社会制度のひとつである選挙に関しては、小学校の早い段階から模擬選挙や討論会によって理解を深めたり、国語としてのデンマーク語はもちろん国際共通語としての英語、近隣大国の言語であるドイツ語ないしはフランス語 (選択)、そしてラテン語 (選択) の授業が義務教育の段階からある。 スズキ (2010) ,p.48.

表5 デンマークでの教育システム

・フォルケスコール (公立学校)	幼稚園クラス・・・・・・・・・・・・・0 学年 (6 歳) 初・中等教育・・・・・・・・・・・・・1~10 学年 (7~16 歳)
・フリースクール (自由学校)	幼稚・・・・・・・・・・・・・0 学年 (6 歳) 初・中等教育・・・・・・・・・・・・・1~10 学年 (7~16 歳)
・エフタースコール (私立中等学校)	・・・・・・・・・・・・・8~10 学年 (14~17 歳)
・高等学校教育	高等学校 (普通科・商業科・工業科)・・・・・・・・・・・・・17~19 歳 産業教育コース・・・・・・・・・・・・・17~19 歳
・短期高等教育	・・・・・・・・・・・・・20~21 歳
・中期高等教育	・・・・・・・・・・・・・20~22 歳
・長期高等教育 (大学教育)	学士過程・・・・・・・・・・・・・20~22 歳 修士課程・・・・・・・・・・・・・20~24 歳 博士課程・・・・・・・・・・・・・20~27 歳

(出所) スズキ (2010) .p.80.

こと、③15歳から65歳までの間に最低3年間デンマークに定住していること、④全額支給資格は15歳から65歳までの間に40年間でデンマークに定住していること (この年数に満たない場合、支給額は減額される) である。国民年金はすべて国税によって賄われていて日本のように年金加入者が収入額に応じて保険料を納める「社会保険方式」ではなく、国庫から支給する「税方式」である。公正を期すため支給額は年金所得者の収入状態によって毎年調整される。ここで国民年金の構造であるが、「基礎額」と「年金手当」の2つからなり、基礎額は国民全員に一律に支給される部分、年金手当は受給者の家族構成に応じて金額が変わる部分である。2010年における単身者の場合と夫婦2人の場合を例にとってみると以下のようなになる。

- 単身者・・・・・・・・・・・・・基礎額/約6万5400 クローネ (約98万円)
- 年金手当/約6万7900 クローネ (約102万円)
- 合計/約13万3300 クローネ (約200万円)

- 夫婦2人・・・・・・・・・・・・・基礎額/約13万800 クローネ (約196万円)
- 年金手当/約6万5600 クローネ (約98万円)
- 合計/約19万6400 クローネ (約295万円)

夫婦 2 人の場合は基礎額が 2 人分なので 2 倍になるが、年金手当の部分で減額処置がなされる。これは夫婦の場合、同一世帯で生活していれば住宅費や光熱費など共用できるものも多くなるので減額される。さらに、年金の受給年齢に達していてもある程度の収入を得ていると減額の対象になり、年収約 27 万 7000 クローネ（約 416 万円）以上の人は基礎額が減額され、年収約 49 万 クローネ（約 735 万円／有価証券や利息年収などを含む）を超える高額所得者と呼ばれる人たちは国民年金の全額を受け取ることができない。国民年金は、高齢者が生活するうえで最低限必要となるお金を国民全体が納めた税金でカバーしようとする制度なので、生活費を十分に持っている高所得者には払う必要がないというのがデンマーク社会全体の一致した認識であるようだ⁴⁷。

2 つ目の「労働市場付加年金（ATP）」であるが、1964 年に国民年金に上乘せする形で制度化されたもので、雇用者と被雇用者が定額負担して ATP 基金を構成し、そこを財源にして国民年金の支給年齢に達した被雇用者に支給しているものである。国民年金との大きな違いは社会保険方式で行われていることである。給与に対して定められた一定額の保険金を、被雇用者が 3 分の 1、雇用者が 3 分の 2 を負担するものとなっていて、企業に勤める者には加入が義務付けられている。

最後に「早期退職年金（後期給与）」であるが、日本の企業のように定年時に一時金（退職金）が支払われる制度がないデンマークではそれに代わる制度のひとつとして、給与所得者の多くが積み立てしている年金がこれである。一言でいえば、企業を退職してから国民年金の受給が始まる 65 歳までの「つなぎ」として受給する年金の制度である。この制度への加入は任意であるが、次の 3 つの条件を満たす必要がある。その 3 つの条件とは①失業保険組合のメンバーであること、②早期退職年金制度に加入していること、③全額取得する場合には 30 年以上の積み立てが必要であること、である。日本のサラリーマンが受け取る退職金のような位置づけなので、老後資金として給与所得者にとっては魅力的な制度である⁴⁸。

次に「高齢者福祉」について説明していくがその前にデンマークの老人問題について触れておく。デンマークでも社会の高齢化が進んでいて、平均寿命は 2008—09 年の統計で男子 76.5 歳、女子 80.8 歳である。世界一といわれる日本の平均寿命は男子 79.59 歳、女子 86.44 歳（2010 年厚生労働省調べ）に比べると見劣りはするが、それでも高齢化は年々進み、押し寄せる時代の波として社会問題化している。2008 年におけるデンマークの総人口 547 万 6000 人に占める 65 歳以上の人口は 85 万 3000 人で、全体の 15.6%にあたる。日本の 22.1%に比べればこれもまだ少ないほうに見えるが、それでもこの数値は 10 年前の 1998 年に比べると人口数で約 6 万 2000 人、割合では 0.7 ポイント増えていることになる⁴⁹。デンマークにとって決して見過ごすわけにはいかない問題であり、高齢化に歯止めをかけるためにも出生率の改善や育児制度のさらなる充実、高齢者福祉にも力を注いでいかなければならない。

そうしたデンマークの福祉政策であるが、高齢者向けの代表的なサービスとして在宅介護サービスがある。これは、サービスを受けると市町村から派遣されてくる在宅介護職員が掃除や洗濯、

⁴⁷ スズキ（2010）,pp.72-73.

⁴⁸ スズキ（2010）,pp.78-79.

⁴⁹ スズキ（2010）,pp.79-80.

着替えや入浴の手伝いをしてくれるものである。持病を持つ人たちには看護師が定期的に薬を配達し、身体検査を行う。この介護サービスの費用は一部の薬代を除き個人負担はなく、高齢者が可能な限り自立した生活ができるように必要と思われる補助器具が無料で貸し出しされる⁵⁰。在宅介護サービス以外にも高齢者の最後の住居として介護ホームがある。介護ホームへの入居費は「国民年金」の収入しかない人であれば、その枠の中で済ませるようにするため、お金がないから介護ホームに入居できないという状況にはならないようになっている。ここでは、共同で使う場所以外、個人の居室となっていて室内にはベッドを含めすべて持ち込みが可能となっている⁵¹。介護ホームはデンマークの人たちにとって最後の生活をする場所であるが、そこからもデンマークのセーフティネットの質の高さが表れている⁵²。

3.5 デンマークにおける生活支援

福祉サービスの最後として社会的に弱い立場にいる人たちへの「生活支援」についてであるが、高福祉国家と呼ばれるデンマークにあってはすべての国民に最低限の生活を保障するのはもとより、幸福感を与えることを目指している。以下では「失業者支援」、「障害者支援」、「生活保護支援」の3つについて見ていく。

まず最初に「失業者支援」であるが、もし失業してしまった場合、失業したその日にジョブセンター⁵³と加入している失業保険組合の両方に失業したことをインターネット経由か、直接出向くかして通知する。そして、失業後3週間以内に郵便番号や電話番号などを記入した履歴書を送付しジョブセンターに登録する。履歴書のデータは失業保険組合にも登録され、失業保険組合は履歴から判断して、その失業者にマッチしそうな仕事の斡旋を行う⁵⁴。他には、失業保険の給付を受けたものが9ヶ月経っても就職が決まらなければ、ジョブセンターが就職斡旋や講習など具体的な支援体制に入り、支給期限である4年を過ぎても就職できない場合は資格を失いその後は生活保護ないし障害者保護へと支援体制が受け継がれていく⁵⁵。

2つ目の「障害者支援」であるが、18歳以上の者が精神的・肉体的な障害が理由で就労できない場合、国が彼らを支援する制度がある。日本的にいうと障害者支援、デンマークでは早期年金制度とよばれている。早期年金を得るには次の3つの条件を満たす必要がある。①デンマーク国籍であること、②65歳までの間に10年以上デンマークに居住していること、③年金を受ける前5年以上をデンマークに居住していること、である。支給額は2010年の例で見ると単身者は年間19万542クローネ(約293万円)、夫婦の場合(夫婦とも早期年金所得者)で一人当たり16

⁵⁰ スズキ (2010) ,pp.214-215.

⁵¹ スズキ (2010) ,pp.215-216.

⁵² スズキ (2010) ,pp.214-215.

⁵³ 社会的自立を支援する、18歳から62歳まで(成人)を対象に職業の斡旋や再教育、失業保険、生活保護などを担当している国の常設機関 スズキ (2010) ,p.137.

⁵⁴ スズキ (2010) ,p.151.

⁵⁵ スズキ (2010) ,p.92.

万 6104 クローネ（約 250 万円）となっている⁵⁶。さらに、早期年金の支給額は受給者の心身の状態による就労能力の判定によって高・中・低の 3 段階に分かれる。就労能力がゼロの人には高額、就労能力が 3 分の 2 程度の判定では中額、就労能力が半分以下では低額になる⁵⁷。

最後のセーフティネットとして「生活保護支援（現金支援）」がある。これは失業手当の給付期間中に就労がかなわず、そのまま失業手当の給付資格を失効すると受けることになる。この現金支援の受給条件は他の支援に比べて細かい審査があり、主な条件は以下のようなものになる。①デンマークに居住していること、②労働市場に参加し積極的に求職活動をしていること、③配偶者（同居パートナー）にも経済的自活能力がないこと、④配偶者の資産（金融商品、不動産、自家用車等）の額が 1 万クローネ（約 15 万円程度）を超えないこと、である。支給額については 25 歳未満と 25 歳以上で支援される金額が違い、家族との同居の有無で変わってくる。さらに扶養する子供がいる場合や支援開始からの経過期間によっても額が変わってくる。以下に 2010 年の金額ベースで扶養する子供がいない場合を例に最初の 6 ヶ月間の支援額（6 ヶ月を過ぎると減額される）を示した。

- ・ 25 歳未満の場合（月額）
 - 家族との同居／3065 クローネ（約 4 万 6000 円）
 - 単身での生活／6351 クローネ（約 9 万 5000 円）
- ・ 25 歳以上の場合（月額）
 - 単身での生活／9857 クローネ（約 14 万 8000 円）
 - 配偶者がいる場合／13096 クローネ（約 19 万 6000 円）

生活保護においても失業保険と同様に支給が始まってからも就職活動を続けることが求められる。

4. 日本のあるべき姿と今後の課題

4.1 国政意識が低い日本

これまでスウェーデンとデンマークの社会保障について見てきたが、なぜスウェーデンやデンマークは世界的に見ても国民負担率が高いのにも関わらず高負担を受け入れているのかという疑問が出てくる。その答えとしては多少の不満があるにしても必ず国民に分配されているということである。これは国民の日本に対する国政意識が低いことや極めて根強い不信感も関係していると考えられる。

では、国政意識を高めるためにはどのようにすれば良いのかについて考えていきたい。考えら

⁵⁶ スズキ（2010）,pp.93-94.

⁵⁷ スズキ（2010）,p.203.

れるのは①政治家の選挙運動は高等学校や大学内でも行ない政党代表による国の現状を踏まえた改善策に重点を置いたテーマで政策討論会を実施する、②資産税の導入や所得税の見直しなど、③小学校から日本史や世界史の不偏的な歴史教育の強化を図り、中学・高校では特に近代史の歴史教育に力を入れる、④「国定教科書」を編纂している教科書検定制度を廃止して教育現場に創造的な教育を行う自由を実現する⁵⁸ことの4つである。特に②と④は財源確保のためにも所得税は大幅に見直す必要があり、県ごとに独自の教育方針に見合った教科書を使用して教育を行なうべきであることから重要ではないかと考えられる。

さらには、主要政党が自ら掲げているマニフェストを最低限実行することや議員定数削減や政治資金の透明化に加えて、国や自治体、公的金融機関、独立行政法人など行政の無駄を徹底的に排除していく必要がある。

近いうちに日本は増税を行なわざるを得ない状況になると予想されるので国政意識を高めて国民に理解してもらう必要があるのではないだろうか。

4.2 少子高齢化が進展する中での日本の在り方

日本にとって少子高齢化という問題は見過ごすわけにはいかない問題であるが、出生率を高め、なおかつ特に女性の労働市場参加を促していくことが望ましいのではないだろうか。日本の傾向として出産・育児に伴って仕事を辞めてしまうということが挙げられるが、働きながらも子育てができるという環境の整備が必要ではないだろうか。

そこで日本の政策としては、保育施設の拡充や働きながら子供の世話をできる状況が必須である。経済支援だけでは意味がなく、「経済支援」と「保育サービス」の両方の面から子供を持つ人たちに支援していくことが課題ではないだろうか。

育児休暇制度も子供を育てるために行うのではなく、北欧のようにまた職場に復帰させるための支援と捉え、休暇日数を減らして少しでも多くの人々の職場復帰を促す必要があるのではないかと考えられる。さらに、男性にも育児休暇の機会を十分に設ける必要がある。出産・育児に伴って女性は職場から退く期間が長くなるため女性の雇用の機会も少なくなっているのではないかと考えられる。その不平等を解消するためにも男性に積極的に育児休暇を取らせることで、女性が育児に伴って被る不利益を男性に等しく分担させていく必要があるのではないかと考えられる。

4.3 社会保障制度の見直し

次に社会保障制度の抜本的な改革を行っていく必要があるのではないかと考えられる。まず、2つの無駄が存在していると考えられる。1つ目に医療費の無駄、2つ目に生活保護の無駄である。日本において過剰診療と呼ばれる問題があるが、医療サービス提供コストの縮減・合理化を進めることでこの無駄をなくすことができると考えられる。他にも保険料・税で支える公的医療

⁵⁸ スズキ (2008) ,pp.206-207.

給付についてサービス産業としての総医療費と峻別し、真に必要なものに給付の範囲の重点化を図ること、世代間・世代内の公平を図る観点から、年齢を問わず負担能力に応じて負担する仕組みとすること⁵⁹が挙げられる。

次に生活保護についてであるが、ただ生活保護支援を行うのではなく、デンマークのように生活保護支援を行うのは生活費を最低限支給しながら就労活動を促進させる必要性がある。あくまでも就労支援のために生活保護を支給するという枠組みが必要ではないだろうか。

他にもスウェーデンのように負担と給付の関係を明確にしていくことが必要であると思われる。スウェーデンでは社会保障において、国と地方の役割分担が明確である。国は、年金や育児休業給付などの現金給付による所得再分配、一方、地方は日本の都道府県に相当するランスタイピングが医療、市町村に相当するコミューンが福祉・介護・教育などを担当する⁶⁰。日本においても自分の住む自治体で福祉・介護などが行われているという認識が強くなるような仕組みが必要ではないだろうか。

4.4 日本の進むべき道

最後に日本がどのように歩むべきなのかであるが、最重要課題は社会保障の見直し・再構築ではないだろうか。そのためにも税収の確保が不可欠ではないだろうか。漏れがなく税収を確保するためにもデンマークが行っている個人登録番号制度⁶¹を、個人情報への漏洩や流出による悪用が懸念されるがいち早く導入するべきではないかと思われる。

さらには、前述したように日本において国と地方の役割分担を明確にし、国民にとって受益と負担の関係が分かりやすい仕組みの構築、国民が広く負担を分かち合うような労働インセンティブを損なわないフラットな給付と負担の構築、若者、女性はもちろん高齢者や障害者なども含めてすべての国民が積極的に労働市場に参加して働くことでそれに見合った社会保障を受けられるように社会保障と雇用を結びつけるシステムの構築が必要不可欠ではないだろうか。他にも、日本の社会保障システムは高齢世代に偏った、いわば「人生の後半の社会保障」であるが、誰もが直面する出産、育児、病気、高齢化といった人生のリスクに対応する「人生の前半の社会保障」の役割も担う機能を併せ持つ必要があるのではないだろうか。

ただ、スウェーデンやデンマークといった国の政策を取り入れるのではなく、日本の社会状況に見合った独自の制度を構築していち早く導入に踏み出していかなければならないと考えられる。

⁵⁹ 福田 (2009) ,p.106.

⁶⁰ 湯元・佐藤 (2010) ,pp.265-266.

⁶¹ 10桁の番号からできていて、例えば「300670-1234」であれば最初の6桁が生年月日で「30日06月1970年」生まれであることを示し、後半の4桁は通し番号で最後の数字が偶数なら女性、奇数なら男性を表している。スズキ (2010) ,pp.102-103.

おわりに

日本人は納税することについて実際どのように感じているのか、さらにはスウェーデンやデンマークといった高福祉国家はどのような意識を納税に対して持っているのか、集めた租税をどのような形で国民に還元しているのかということに重点を置いて考察してきた。

第1節では税制の基本原則と日本人の納税意識について、日本における税制の基本的な考え方や表面上の租税の使途、納税意識などを見てきた。第2節ではスウェーデンにおける租税の使途について、「医療」、「出産・育児」、「高齢者福祉」、「年金」という形で国民を支えているのが分かった。第3節ではデンマークにおける租税の使途についてスウェーデンと同様に「医療」、「出産・育児」、「教育・就職」、「年金」、「高齢者福祉」、「生活支援」という視点から見てきたが、高福祉国家の代表として独自の政策を実施して、国民に便益を享受していることが分かった。第4節では日本のあるべき姿と今後の課題で、スウェーデン・デンマークの取り組みから日本はどのように社会保障制度を進めていく必要があるのか、特に少子化・社会保障制度の無駄という観点から考察した。

スウェーデンやデンマークは国民負担率は先進諸国の中でも群を抜いて高いが、租税を高齢者福祉だけではなく、誰もが直面する病気・出産・育児などといったすべての国民を対象とした社会保障にしっかりと充てていることが分かった。

日本はスウェーデンやデンマークといった北欧の福祉国家のように国民負担率を引き上げてでも国民すべてに有意義に過ごしてもらおう。若しくは赤字国債に租税を充てるのではなく少しでも多くの国民を救えるように福祉に重点を置くといった政策の見直し、転換が必要なのではないであろうか。今や限界に来ているように思われる社会保障システムを失業リスクや雇用リスクなど様々な観点から作り直すことが今の日本において最重要課題であると思われる。

参考文献

- ・井上誠一 (2003) 『高福祉・高負担国家のスウェーデンの分析』中央法規出版.
- ・奥村芳孝 (2005) 『スウェーデンの高齢者・障害者ケア入門』筒井書房.
- ・加藤寛 (2000) 『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会.
- ・ケンジ・ステファン・スズキ (2008) 『なぜ、デンマーク人は幸福な国をつくることに成功したのか どうして、日本では人が大切にされるシステムをつくれぬのか』合同出版.
- ・ケンジ・ステファン・スズキ (2010) 『消費税 25%で世界一幸せな国デンマークの暮らし』角川 SS コミュニケーションズ.
- ・ケンジ・ステファン・スズキ (2010) 『デンマークが超福祉国家になったこれだけの理由』合同出版.

- ・ 諏訪園健司（2011）「税制の概要」 諏訪園健司『図説 日本の税制（平成 23 年度版）』 財経詳報社.
- ・ 福田淳一（2009）『図説 日本の財政（平成 21 年度版）』 東洋経済新報社.
- ・ 藤井威（2002）『スウェーデン・スペシャル I』 新評論.
- ・ 神野直彦（2003）「税はどうあるべきか」 別冊環『税とは何か』 藤原書店.
- ・ 湯元健治・佐藤吉宗（2010）『スウェーデン・パラドックス』 日本経済新聞出版社.
- ・ 渡辺昌昭（1999）『税金がわかる事典』 日本実業出版社.
- ・ 和田八束（1990）『日本の税制』 有斐閣.